

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
H30.5.25	大栄	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。 ○保安規程等の遵守及び点検の実施、記録等を行うよう指導した。 ○作業監督者等への保安教育を実施するよう指導した。 ○災害時の緊急連絡体制表等を事務所に整備するよう指導した。
H30.5.31	第二丸真コーラル	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程等を遵守するよう指導した。
H30.6.28	旭川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。 ○保安規程等の遵守及び記録等を行うように指導した。 ○鉱山保安法等で定める鉱業権者の義務について、遵守するよう指導した。
H30.6.29	岸本	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程等を遵守するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	作業状態	検査等内容	結果	措置内容
H30.7.24	恩納崎	石灰石	廃止	鉱業権が消滅した鉱山について、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	適	—
H30.7.26	細竹	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程等の遵守及び記録等を行うように指導した。
H30.7.27	先嶋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○各手順書の作成及び車両運行の規程を定めるよう指導した。 ○保安規程を実態に合わせた内容に変更するよう指導した。
H30.8.30	玉城	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○鉱山保安法等で定める鉱業権者の義務について、遵守するよう指導した。 ○鉱山保安法で定められている届出について、届出するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	作業状態	検査等内容	結果	措置内容
H30.8.31	知念	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程等を遵守するように指導した。
H30.9.28	沖宮	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程等を遵守するように指導した。 ○鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。
H30.9.28	沖広	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	—
H30.10.9	大琉	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	○原因究明及び再発防止対策を行うよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	作業状態	検査等内容	結果	措置内容
H30.10.26	東開原	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○鉱山保安法等で定める鉱業権者の義務について、遵守するよう指導した。 ○保安規程等を遵守するよう指導した。 ○リスクアセスメント、リスクマネジメントの実施が不十分なので実施するよう指導した。 ○プラントの作業手順書を作成するよう指導した。
H30.10.26	譜久里	石灰石	廃止	鉱業権が消滅した鉱山について、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	適	—
H30.11.20	第一那覇	可燃性天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	—
H30.11.21	南城ユインチ	可燃性天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	—

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
H30.11.28	大度	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程定等を遵守するよう指導した。
H31.1.24	平良土建	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程等を遵守するよう指導した。 ○保安規程を実態に合わせた規定に見直すよう指導した。
H31.1.25	丸博	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	○保安規程を遵守し、記録を保存するよう指導した。 ○保安規程を実態に合わせた規定に見直すよう指導した。
H31.1.25	南国	石灰石	廃止	鉱業権が消滅した鉱山について、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するかどうかを判断するための調査を行った。	適	—

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
H31.2.18	北部砕石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規程を遵守するよう指導した。 ○鉱山保安法等で定める鉱業権者の義務について、遵守するよう指導した。
H31.2.7 H31.2.8	丸高	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ○鉱業の実施方針について検討するよう指導した。
H31.2.7 H31.2.8	辻原	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規程を遵守するよう指導した。 ○保安規程を変更した際は、届出するよう指導した。 ○現況調査結果を適切に記録するよう指導した。 ○鉱山保安法等で定める鉱業権者の義務について、遵守するよう指導した。
H31.2.7 H31.2.8	南恩田	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規程を遵守するよう指導した。 ○保安規程を変更した際は、届出するよう指導した。 ○現況調査結果を適切に記録するよう指導した。 ○鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
H31.2.19	大琉	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、原動機を使用する選鉱場の作業環境(粉じん)の管理状況等について立入検査を行った。	適	—

注1: 操業状態の区分は、次のとおり。

稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。

休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。

廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が放棄されたもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。

不適: 検査の結果、鉱山保安法令に不適合等である事項が認められたもの。

適: 検査の結果、「不適」以外のもの。